

形質変更時要届出区域台帳

横浜市

整理番号	整-26-12	指定年月日・指定番号	平成27年2月25日(法第3条) 平成27年8月25日(法第14条)	指-90	所在地	横浜市鶴見区下野谷町4丁目145番1及び154番41の各一部	
調製・訂正年月日	平成27年2月25日調製(新規指定)、平成27年8月25日訂正(追加指定)、平成27年9月11日訂正(形質変更①届出)、平成27年12月4日訂正(形質変更①完了届出、一部解除)、平成28年7月20日訂正(形質変更②届出)、平成29年2月27日訂正(形質変更②完了届出)、平成29年12月5日訂正(形質変更③届出)、平成30年3月16日訂正(形質変更③完了届出)						
形質変更時要届出区域の概況	学校跡地、事業所敷地、歩道(平成29年12月5日訂正)					面積	100㎡、191.87㎡、56.96㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	土地の所有者等の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定した。						
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨							
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成26年12月19日 (法第3条)	鉛及びその化合物			含有量基準 ・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社オオスマ エヌエス環境株式会社 ユーロフィン日本環境株式会社
	平成27年6月19日 (法第14条)	鉛及びその化合物			含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社オオスマ エヌエス環境株式会社 ユーロフィン日本環境株式会社
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	① 平成27年8月18日 (平成27年9月1日)	平成27年9月24日	土壌の掘削		小保・大洋建設共同企業体	有・無	分別等処理
	② 平成28年6月15日 (平成28年7月1日)	平成28年8月31日	土壌の掘削、アスファルト舗装		日宝工業株式会社	有・無	分別等処理
	③ 平成29年11月20日 (平成29年12月4日)	平成29年12月25日	土壌の掘削、盛土、アスファルト舗装		社会福祉法人兼愛会	有・無	
						有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。